

食品安全委員会
平成30年度食育関連予算関連資料

内閣府
食品安全委員会

リスクコミュニケーション実施経費（内閣府食品安全委員会事務局）

30年度概算決定額 0.3億円（29年度予算額 0.3億円）

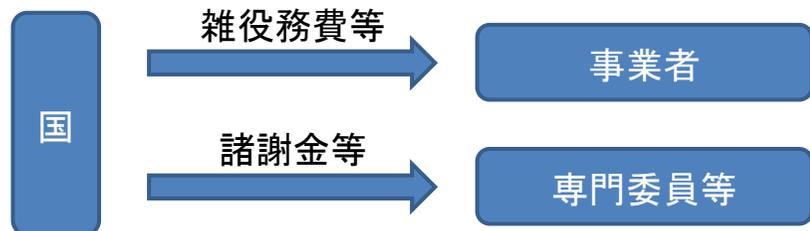
事業概要・目的

- 食品安全基本法第13条及び第23条第1項第7号に基づき、食品健康影響評価（リスク評価）結果等について国民への丁寧な説明、情報発信、また関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を企画・実施することにより、国民の理解を深めます。
- リスクコミュニケーションの実施のため、意見交換会の開催や季刊誌の発行、また国内外における食品の安全性確保の取組を紹介するシンポジウムの開催等を行い、食品安全委員会が行うリスク評価に関する科学的情報について、分かりやすく解説し国民一般に対して提供を行うとともに、その意見の把握を効率的・効果的に行います。

事業イメージ・具体例

- 意見交換会関係
主催する意見交換会、地方自治体や消費者団体等と連携して行う意見交換会、地域の専門家との意見交換会等を開催します。
- 普及啓発関係
季刊誌やパンフレットの作成を行います。
- 食品安全に関するリスクコミュニケーションの強化
国内外における食品の安全性確保の取組に係るシンポジウムの開催や、副読本等の基本教材の配布等の広報を行います。
- 戦略的なリスクコミュニケーションの推進
効果的なリスクコミュニケーションを実施するために、戦略的手法を開発し、広報を行います。
- 子どもを中心とした普及啓発・情報発信
食品安全に関する科学的な知識の普及のため、教育関係者に対する研修を開催します。
- 食物アレルギーに関する情報発信の強化
食物アレルギーに関する基本的な科学的知識の普及を図るため、パンフレットを作成し、分かりやすく情報発信を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 食品のリスク評価結果等について、国民の理解を深めるとともに、国民の意見を把握します。
- 国民の食品のリスクに関する科学的情報の正確な理解により健康被害を防止します。

消費者庁
平成30年度食育関連予算関連資料

消費者庁

食品ロス削減の普及啓発

〔平成30年度予算額 6百万円〕
〔平成29年度予算額 6百万円〕

背景

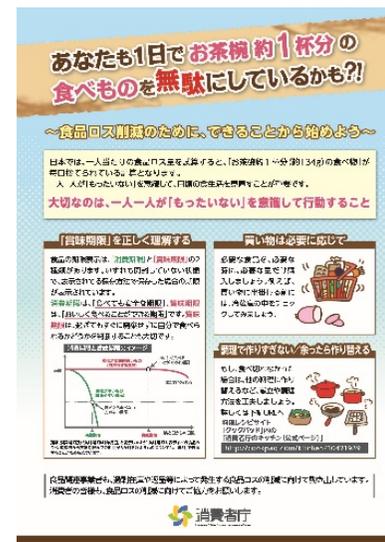
- 我が国の食品ロスは、年間推計 約621万トン発生。このうち約半分(282万トン)は家庭から排出されており、家庭における削減の取組を推進することが必要。
- 食品ロス削減に向けた取組は、自らの消費行動が環境や社会に影響を及ぼすことについて理解を深める消費者教育のテーマであり、消費者基本計画においても、重要課題の一つ。

参考：徳島県での実証事業（平成29年度）

- モニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組の実証
⇒県内のモニター家庭（約100世帯）において、食品ロス削減に資する取組を実施。
⇒モニター家庭を対象としたアンケート調査や食品ロスの削減量測定を実施。
- 食品ロスの発生量や食費の低減、行動や意識の変化など、取組による効果を検証。

事業内容（平成30年度予定）

- 関係省庁と連携して「食品ロス削減国民運動」を展開するとともに、食品ロスの削減に向けて、消費者がその認識を高め、消費行動の改善を促すような普及啓発を実施。
- 平成29年度に実施する実証事業の成果も踏まえて、家庭における食品ロスの削減に資する取組について、全国展開に向けた普及啓発を実施。
- 全国展開に当たっては、その効果的な普及啓発のため、有識者等からの意見等を踏まえて実施。



地方消費者行政強化交付金(新規)

〔平成30年度予算額 24億円〕

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図る。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業(補助率:1/2)

- 国として取り組むべき重要消費者政策
 - SDGsへの対応(食品ロス削減の取組等)
 - 若年者への消費者教育の推進
 - 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
 - 地方公共団体における法執行の強化
 - 風評被害防止のための取組 等
- 国の政策推進等への対応
 - ギャンブル等依存症対策
 - AV出演強要問題
 - 成年年齢の引下げ
 - 軽減税率の導入 等

地方公共団体
への支援

(国として取り組むべき重要消費者政策への取組)

- 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
 - ・複数年(3年程度)の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

(消費生活センターの機能の維持・充実)

- 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化
 - 国が指定する研修への参加

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額※)

※:毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県及び熊本県は3分の2まで)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。
- 被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30⁵年度の新規事業の立ち上げを支援。

食品安全に関するリスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うこと。

食品安全委員会

リスク評価

食べても安全かどうか
調べて、決める

- ・機能的に分担
- ・相互に情報交換

厚生労働省、農林水産省
消費者庁、環境省等

リスク管理

食べても安全なように
ルールを決めて、監視する

消費者庁

関係省庁及び地方公共団体等との
連絡調整、企画・運営等

消費者庁が行うリスクコミュニケーション

食品安全基本法第21条第1項に基づく基本的事項に定義される、「リスクコミュニケーションの事務の調整」という観点から、消費者庁では、以下のテーマ等に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

1 放射性物質／健康食品／食品安全全般 等

主なテーマ	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (2月末時点)	テーマ別合計
食品中の放射性物質	45	175	99	99	100	100	72	690
牛海綿状脳症(BSE)	—	2	2	—	—	2	—	6
健康食品	3	—	3	2	2	2	4	16
輸入食品	—	3	—	—	—	1	—	4
農薬	—	—	—	1	2	—	—	3
食中毒	—	—	—	—	4	—	—	4
食品安全全般等 ※	—	—	—	—	3	4	21	28
年度別合計	48	180	104	102	111	109	97	751

※食品リスクの考え方など

2 このうち、食品中の放射性物質に関しては、風評被害の防止を目的とした「消費者理解増進チーム」の取組の一環として、取組みを強化している。

「消費者理解増進チーム」

森大臣(消費者及び食品安全担当)が大臣就任時に安倍総理から受けた総理指示に基づき、平成25年1月から庁内に、審議官をチームリーダーとする「消費者理解増進チーム」が設置されている。

(構成員:審議官、消費者政策課長、消費者安全課長、消費者教育・地方協力課長ほか)



消費者庁が参加した既存イベントでのリスコミ例

消費者庁は、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と連携し、生活に直結する食品安全や暮らしの安全についてのミニセミナー、ポスター展示、ワークショップ等を実施。通常の意見交換会では参加が得にくい層に対して、リスクコミュニケーションを行うことができた。

■ 夏休み2017 宿題・自由研究大作戦

主催：（一社）日本能率協会

概要：参加企業・団体が一堂に会し、小学生とその保護者に対して、自社の取組・製品・サービス等に関連した学習・体験プログラムを提供し、夏休みの宿題・自由研究に活用してもらうもの。

会場	東京(3日)	仙台(2日)	合計(5日)
ブース来場者	1,014	786	1,800
ワークショップ	657	653	1,310
ステージ※ (意見交換会)	111	55	166

※食品中の放射性物質をテーマとして実施



■ おおさか食育フェスタ2017

主催：大阪府、大阪府食育推進ネットワーク会議、健康おおさか21推進府民会議

概要：夏休みの8月を「食育推進強化月間」とし、地域団体、健康福祉・農林水産及び教育分野等の各関係機関がイベントを開催。

会場	大阪(2日)
ブース来場者	234
ワークショップ	175
ステージ※1 (意見交換会)	25

※1食品中の放射性物質をテーマとして実施



多様な主体との連携 (食品安全に関するリスクコミュニケーション開催への支援)

○ 平成30年度の自治体、団体、事業者への協力・支援内容

	当庁との共催の場合	団体主催の場合
講師	講師への旅費及び諸謝金を、当庁の内規に従い一部又は全部負担 (当庁の職員の派遣も可能)	外部講師紹介 (当庁職員の派遣も可能)
会場借料	一部(又は全部)の負担が可能	—
その他	「食品と放射能Q & A」「同ミニ」 「健康食品Q & A」等の配布	「食品と放射能Q&A」「同ミニ」 「健康食品Q & A」の提供等



文部科学省
平成30年度食育関連予算関連資料

文部科学省

家庭教育支援推進事業

(前年度予算額 12百万円)

30年度予定額 13百万円

全ての保護者が安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、妊娠期から学齢期まで切れ目なく支援するために、最新の家庭教育支援の在り方に関する検討や実地調査等を行い、その成果を人材養成や家庭教育支援活動の多様化に活用することで、循環型の家庭教育支援の仕組みを構築する。

あわせて、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を含めた生活習慣づくりにおいて、子供は大人のライフスタイルの影響を受けやすく、子供の生活習慣づくりに対する保護者の意識醸成も重要であるため、①子供の生活習慣に影響を与える家庭環境、社会・経済的環境（企業活動）に関するエビデンスの収集・分類や、②企業や働く保護者への普及啓発方法などについて検討する。

※平成29年度の「子供の生活習慣づくり支援事業」を「家庭教育支援推進事業」に統合する。

家庭教育支援のための検討委員会の開催



子供の就学や養育に不安を抱える保護者



妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を行うための体制整備が必要



実地調査等を行いながら、有識者による検討委員会において、教育と福祉の連携も含めた具体的な方策を検討

- ◆ 保護者のニーズをワンストップで受け止め、教育と福祉の一体的な支援を実現するための人材の確保・養成の在り方
- ◆ 福祉関係機関と家庭教育支援チーム等の連携を進めるための事業運営の在り方（ケース会議等の運用など）等

※「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（訪問型家庭教育支援等）」のうちの子育て支援と家庭教育支援の連携について、進捗等の報告を受け指導・助言を行う。

生活習慣づくりの推進に関する調査研究の実施

- ・ 子供は保護者のライフスタイルの影響を受けやすく、生活習慣づくりに関する保護者の意識醸成等も重要
- ・ 一方、保護者の生活習慣は、職業活動・企業活動の影響が大きい



子供の生活習慣と企業活動を含めた大人の生活習慣等との関係について調査を実施

- ◆ 家庭環境や社会・経済的環境（企業活動）の子供の生活習慣への影響に関するエビデンスの収集・分類
- ◆ 生活習慣づくりの普及啓発方法について検討

人材養成・支援活動の多様化



普及啓発・全国展開

今後の家庭教育支援の中核となる人材養成のための研究協議会の開催

- ◆ 家庭教育支援チームの活動、子育て支援・家庭教育支援との連携及び生活習慣づくりに係る優良事例の紹介や効果的な連携方策の共有
- ◆ 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員及び子育て支援関係者、子育て支援と家庭教育支援をつなぐ人材等の研修・交流の場を設定



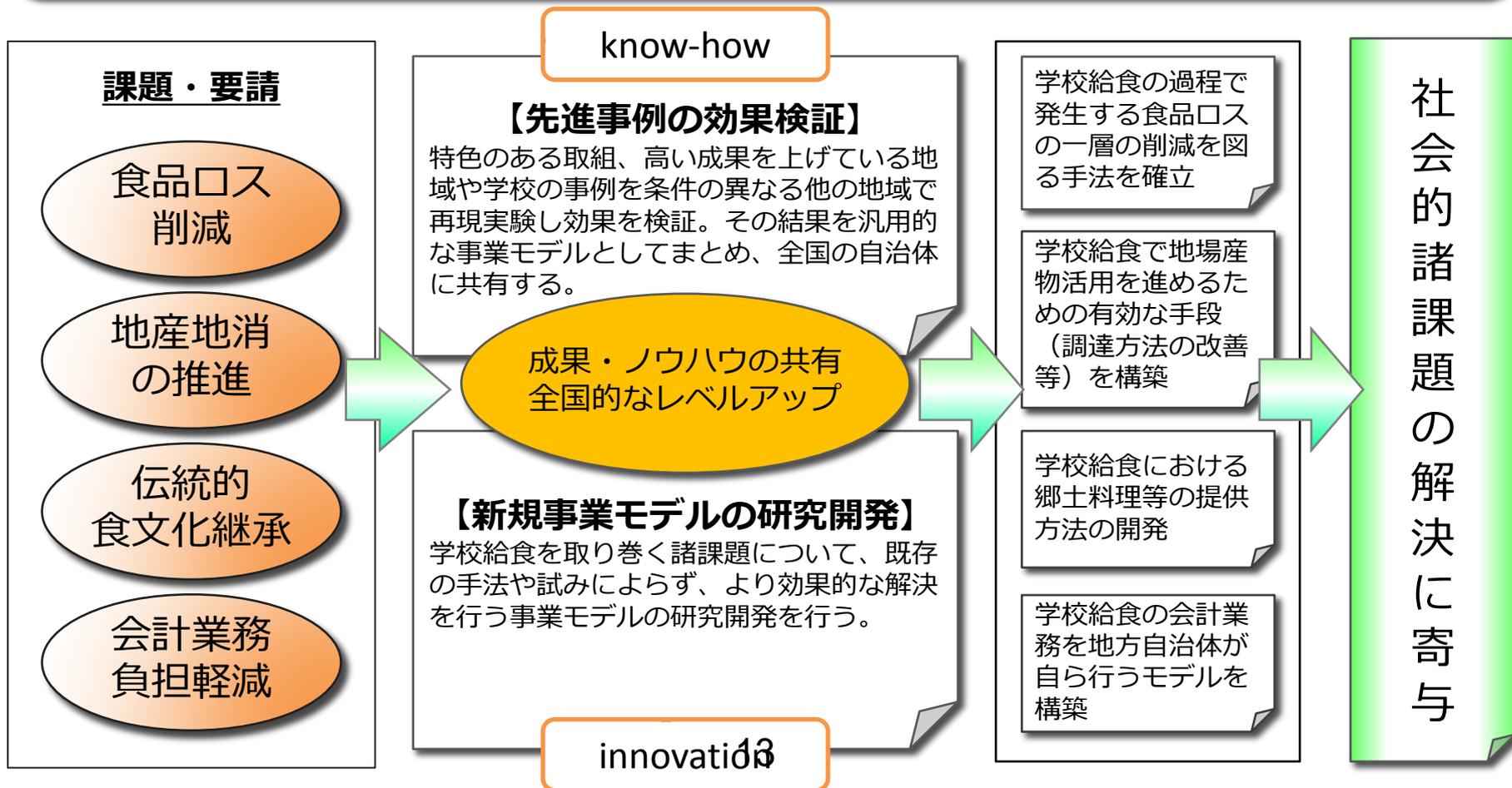
家庭教育支援全体を包括した総合的な家庭教育支援の推進

社会的課題に対応するための学校給食の活用

(平成29年度予算額：83百万円)
平成30年度予算額(案)：32百万円

事業概要

学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導での活用に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承、会計業務に係る学校現場の負担軽減などの社会的な課題・要請への対応が求められている。本事業では、学校給食の活用を通して課題の解決等に資するための事業を実施する。



つながる食育推進事業

(平成29年度予算額：33百万円)
平成30年度予算額(案)：51百万円

現状

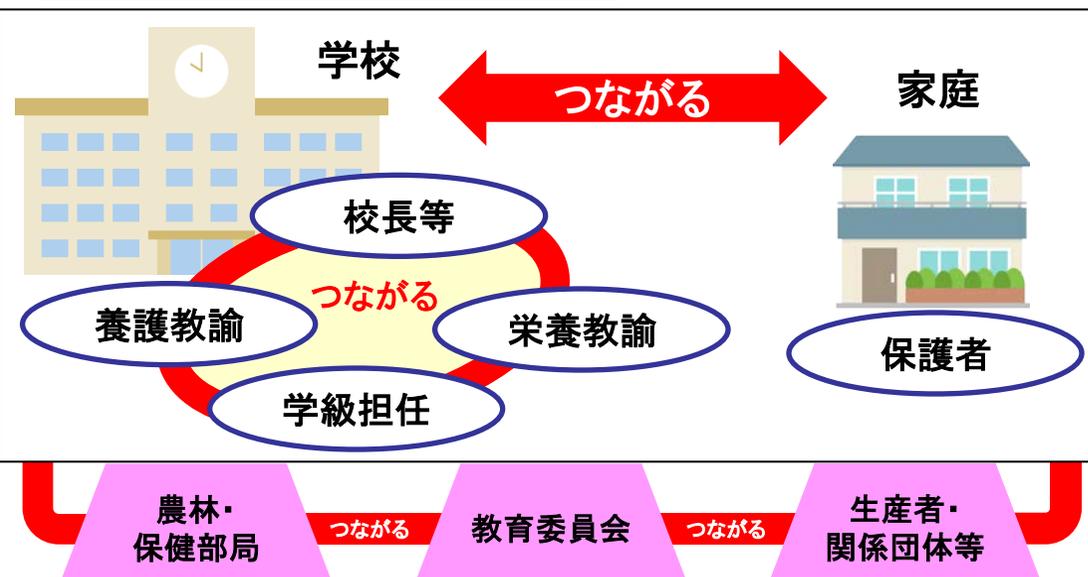
現状:朝食欠食率4.6% ⇒ 目標値0%(第3次食育推進基本計画)

これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、子供の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

事業概要

- ①栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、効果的に子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
- ②学習指導要領の改訂や社会の大きな変化に伴う子供の食を取り巻く状況の変化などを踏まえ、食に関する指導を行うための教職員向けの指導書を改訂する。

事業イメージ(各モデル地域)



関係者が連携して
家庭にアプローチ

親子体験活動等への参加
を通して食への理解促進

子供の
食に関する
自己管理能力
の育成

- ・保護者の食への理解
- ・家庭における望ましい食生活の継続的な実践

効果検証・普及(文部科学省)

子供や保護者の変化に係る共通指標を予め設定

- ・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆっくりよく噛んで食べること、食事マナーに対する意識、伝統的な食文化や行事食、食事の際の衛生的な行動

事業終了後に全国の取組の効果を検証

- ・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ
- ・実効性のある取組を全国へ普及
- ・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知

厚生労働省
平成30年度食育関連予算関連資料

厚生労働省

厚生労働省における食育関連主要事業について

「第3次食育推進基本計画」

第3 食育の総合的な促進に関する事項

-
- 1. 家庭における食育の推進
 - 2. 学校、保育所等における食育の推進
 - 3. 地域における食育の推進
 - 4. 食育推進運動の展開
 - 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - 6. 食文化の継承のための活動への支援等
 - 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
- ・「健やか親子21」による母子保健活動の推進
 - ・国民健康づくり運動「健康日本21」の推進
 - ・8020運動・口腔保健推進事業
 - ・子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）
 - ・食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【平成30年度予算案額 20百万円】
 (平成29年度予算額 20百万円)

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

- 【基盤課題A】切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 【基盤課題B】学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 【基盤課題C】子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 【重点課題①】育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- 【重点課題②】妊娠期からの児童虐待防止対策

健やか親子21(第2次)



すべての子どもが健やかに育つ社会

子育て・健康支援



連携と協働



モニタリングの構築

国(厚生労働省、文部科学省等)

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈30年度予算案額 149百万円(29年予算額148百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈30年度予算案額 28百万円(29年予算額27百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準やガイドラインづくり

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈30年度予算案額138百万円(29年予算額195百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等〈30年度予算案額19百万円(29年予算額20百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈30年度予算案額71百万円(29年予算額75百万円)〉
 - ・管理栄養士国家試験運営等に係る経費
 - ・管理栄養士・栄養士養成施設におけるモデル・コアカリキュラムの検討
 - ・管理栄養士専門分野別人材育成事業
- 糖尿病予防戦略事業 〈30年度予算案額37百万円(29年予算額37百万円)〉

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞

厚生労働省



＜健康寿命をのばそう！アワード表彰式＞

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



企業・団体
自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発
→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

8020運動・口腔保健推進事業について

平成30年度予算案額：403百万円
(平成29年度予算：358百万円)

- 8020運動推進特別事業は、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うこと等を目的として平成12年度から実施し、口腔保健推進事業は、平成23年度に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき平成25年度から実施している。
- 平成27年度より両事業を統合することで、地域の特性を活かした柔軟な対応を促進し、歯科口腔保健の推進に関する施策の充実・強化を図る。
- また、歯科口腔保健推進室において部局横断的な施策にも取り組み、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互連携していく。

1. 8020運動推進特別事業 100百万円(100百万円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

補助対象：都道府県
補助率：定額

- 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

各地域の実情に応じた
歯科口腔保健に関する取組を実施

都道府県等

住民(国民)

補助

普及啓発・
対話

実績報告
(取組事例を含む)

厚生労働省



2. 口腔保健推進事業 301百万円(255百万円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区
補助率：1/2

- 1)口腔保健支援センター設置推進事業
- 2)口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ① 歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業
 - ①-1 歯科疾患予防事業
 - ①-2 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者等養成事業
 - ②-1 歯科保健医療推進事業
 - ②-2 歯科医療技術者養成事業
 - ③ 調査研究事業
 - ③-1 歯科口腔保健調査研究事業
 - ③-2 多職種連携等調査研究事業



3. 歯科口腔保健支援事業 2百万円(2百万円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。

※平成28年度から実施

目的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等であって、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
(食材費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を計上。

＜実施場所＞

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者



地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)

＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



食品に関する情報提供や リスクコミュニケーションの推進

【平成30年度予算案額 9百万円】
（平成29年度予算額 9百万円）

リスクコミュニケーションの主な取組

ホームページによる情報発信

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

SNS (Social Networking Service) による情報発信

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信しています



意見交換会

全国各地において「食品中の放射性物質」「輸入食品の安全性確保」「食品安全全般」「健康食品」などをテーマに意見交換会を開催



リーフレット等の作成

寄生虫（アニサキス）やリステリア、お肉による食中毒予防など、一般国民向けのリーフレットなどを作成



農林水産省
平成30年度食育関連予算関連資料

農林水産省

食育活動の全国展開事業委託費（拡充）

【54（60）百万円】

対策のポイント

食育推進全国大会等を行い、食育の全国展開を図ります。また、国民のニーズや特性を分析し、食育推進方策の検討を行います。

<背景／課題>

- ・近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・平成28年4月に、食育推進事務が内閣府から農林水産省へ移管され、農林水産省が関係府省と連携しながら食育の全国展開を図っていく必要があります。
- ・第3次食育推進基本計画においては、食育に関心を持っている国民を平成32年度までに90%以上を目指す等の目標を設定するとともに、「国は、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。」とされており、対象者に合わせた食育を推進していくことが求められています。

政策目標

食育に関心を持っている国民の割合の向上
(75%（平成27年度）→90%以上（平成32年度）)

<内容>

1. 事業内容

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し、普及のためのセミナーを行うとともに、より実践的な食育推進方策の検討を行います。

2. 委託先 民間団体等

3. 事業実施期間 平成25年度～32年度

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）]

食育活動の全国展開

- 近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要。
- 平成28年4月に、食育推進業務が内閣府から農林水産省に移管。農林水産省が関係府省と連携しながら食育を全国展開。



食育推進全国大会

- ・国民の食育に対する理解を深めるため、毎年6月の「食育月間」に、地方公共団体との共催により、食育推進全国大会を開催



食育活動表彰

- ・教育活動、農林漁業等の活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰
- ・地域で様々な食育活動を行っている方々の参考として活用



より実践的な食育推進方策の検討

- ・若者は、朝食の欠食率が高く、栄養バランスがとれていないなど、各世代ごとに課題が存在
- ・対象者に合わせた食育推進を検討

食育に関する調査等の実施

- ・意識調査、事例収集・分析などを実施し、科学的知見に基づく情報提供

若い世代の課題(例):

朝食をほとんど毎日食べる者の割合は、20歳代が最も低く、20~30歳代の約2割が朝食を欠食*¹。
栄養バランスに配慮した食生活をほぼ毎日実践している者の割合は、20歳代が最も低く、約3割*¹。
20歳代の女性は、やせの者(BMI<18.5kg/m²)の割合が約2割*²。

中高年の課題(例):

30~50歳代の男性は、肥満者(BMI≥25kg/m²)の割合が3割超*²。

高齢者の課題(例):

低栄養傾向(BMI≤20kg/m²)の高齢者の割合は約2割*²。

*1 平成28年度食育に関する意識調査(農林水産省) *2 平成27年度国民健康・栄養調査(厚生労働省)

食料産業・6次産業化交付金

【1,678(一)百万円】

対策のポイント

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、関連事業（加工・直売、バイオマス、食育等）を都道府県向けの交付金として集約・再編し、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。

<背景／課題>

- ・6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させるため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援する必要があります。
- ・また、都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるような仕組みとすることが必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大(平成37年)

<主な内容>

各都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編して新たな交付金を創設し、次の取組を支援します。

- (1) 加工・直売の取組への支援
- (2) 地域での食育の推進
- (3) バイオマス利活用への支援
- (4) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1/2以内、1/3以内、3/10以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：

- (1) の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- (2) の事業
食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5723)
- (3) 及び(4) の事業
食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画の決定(平成28年3月)

<重点課題>

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進 等

<目標(H32)>

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が内閣府から農林水産省へ移管(平成28年4月)

第3次計画の目標達成に向けた地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



○交付率: 事業実施主体へ
1/2以内

○交付先: 都道府県

○事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体等

食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加 等

第3次食育推進基本計画の目標達成(32年度)を目指す

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」

【平成30年度予算概算決定額 1,678百万円の内数(1,909百万円)】

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定(更新)する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

(注)構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を併せて実施する取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



商談会等開催支援

複数の都道府県が連携し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者と流通業者等のマッチングの機会を作る商談会の開催の取組を支援します。

〔 交付率:定額 〕



農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する**加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備**等を支援します。

また、市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める**地域ぐるみの6次産業化の取組**を支援します。

生産基盤の確立

加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

・新商品開発に向けて、**加工適性のある作物を導入**する際の**技術講習会受講**や**試験栽培の実施**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



現地で栽培技術に関する指導

新商品の開発

新商品開発に取り組みたい。



・新商品の開発に必要な**試作**や**パッケージデザイン**の開発、**成分分析検査**、新商品を開発するための**加工機械等のリース**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



(地域の希少品種小麦を活用したパンの新商品開発)

地域ぐるみの取組

・直売所の売上げの向上に向け、**インバウンド等需要向けの新商品の開発**、**消費者評価会の開催**、直売所と観光事業者等との**ツアー等の企画**、**集出荷システムの構築**などの取組を支援します。

・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した**新たなメニュー・加工品の開発**や**学校給食における新メニューの導入実証**などの取組を支援します。

・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用した**スマイルケア食(新しい介護食品)**の開発や**配食サービスの実証**などの取組を支援します。

6次産業化の準備・着手

注)「新商品」とは、
① 商品そのものが新しい
② 原料が新しい
③ 製法が新しい
のいずれかを満たせば該当します。

販路開拓

販路開拓に取り組みたい。



・新商品の消費者評価を行うために必要な**試食会等評価会の開催**、**商談会等への出展**などの取組を支援します。

[交付率: 1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



施設の整備

事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



・6次産業化等の事業展開に必要な農林水産物の**加工・販売施設等の整備**を支援します。

[交付率: 3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内)。
(市町村戦略に基づく取組は1/2以内)。]



・農林漁業者等が主体となって、**流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動**に対して**出資等**により支援します。

(農林漁業成長産業化ファンド)

事業展開

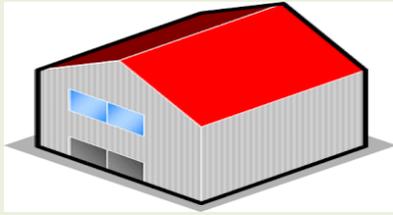
事業の発展段階に応じて、6次産業化プランナーを派遣(6次産業化サポート事業)



加工・販売施設等の整備の支援

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、制度資金等の融資を活用して行う取組が対象です。

支援対象施設等の例



(加工施設)



(加工機械)



(農産物直売所)

※6次産業化の取組に必要となる生産施設(ハウス、収穫機等の農業用機械・施設、育苗施設、養殖施設等)の整備も支援対象となります。

交付金の算定方法

交付率：3/10以内(中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は1/2以内)

交付金上限額：1億円

※交付金額については以下①～③の一番低い額の範囲内とします。

- ①事業費×交付率
- ②融資額
- ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

「算定例：交付率3/10以内の場合」

1億円の加工施設を、5,000万円の融資、1,000万円の地方公共団体等からの助成を受けて整備する場合、

- ①が3,000万円(1億円(事業費)×3/10)
 - ②が5,000万円(融資額)
 - ③が4,000万円(1億円(事業費)－5,000万円(融資額)－1,000万円(助成額))
- となりますので、一番低い額の3,000万円が交付金の額となります。

国産農産物消費拡大事業

【400（521）百万円】

対策のポイント

国産農林水産物の消費拡大を図るため、和食文化の保護・継承や日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動、地域の農産物等の機能性に着目した食による健康都市づくり等の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の保護・継承を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 「和食」と地域食文化継承推進事業 54（60）百万円
ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 日本の食消費拡大国民運動推進事業 232（288）百万円
(1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

224（277）百万円

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

- (2) 地域の食の絆強化推進運動事業 8 (11) 百万円
学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業 114 (173) 百万円
(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業 63 (86) 百万円

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会が行う機能性農産物等の調理手法開発支援や地域の健康データを活用した効果検証など「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方自治体・民間団体等で構成する地域協議会

- (2) 食産業における機能性農産物活用促進事業 51 (87) 百万円

機能性農産物等の生産側・利用側を含めた食産業全体において、機能性農産物等の活用促進を図るため、生産者や中小企業等の機能性表示食品制度の利用促進につながる環境整備の取組等を支援します。

- ・制度を利用するために必要な知識・ノウハウ等に関する研修等の人材育成
- ・食習慣・健康データを活用した食生活改善ツールの開発
- ・機能性農産物の需要拡大を推進するため、大口の需要先となる外食・中食産業において、機能性農産物等を積極的に活用できる環境を整備

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7185)]

- 今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念。
- このため、民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の魅力を広く発信すること等を通じて、消費者が日本の食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物の消費拡大を推進。

日本の食消費拡大国民運動推進事業

日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組、食品事業者等が国産農林水産物の利用を積極的に進める取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を行うとともに、地産地消を推進するコーディネーターの育成・派遣等を支援。

食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業(委託)

国産の消費拡大に向けた国民運動



体験等を通じて日本の食の魅力や生産者の努力や想いを消費者に直接伝える取組を実施



(参考)フード・アクション・ニッポンアワード2017
受賞製品の例

国産農林水産物の消費拡大につながる商品や地産地消の取組を表彰し、生産者の想いととも地域産品を消費者に発信

- 食品関連業者等における国産農林水産物の利用促進
- 地産地消など国産農林水産物消費拡大の優良事例の横展開

地域の食の絆強化推進運動事業(補助)

学校給食等への地場産食材の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するコーディネーターの育成・派遣等を支援



(研修会の開催)



(専門人材の派遣)



第3次食育推進基本計画(平成28年3月食育推進会議決定)を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくため、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある層を中心に、和食文化の普及活動や情報発信を実施

現状と課題

- 第3次食育推進基本計画に掲げられた食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を推進する必要。
- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、和食文化を継承していくには、食習慣を形成・転換するキッカケのある時期の人々をターゲットにする必要。
- 和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備が必要。

「和食」と地域食文化継承推進事業

「和食」継承事業(委託事業)

幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えることに抵抗の少ないライフステージにある者に対し、和食文化に慣れ親しむための普及活動を実施。和食文化をテーマとした地域ごとの食育活動の展開に向け、マニュアル作成等の環境整備を実施。

幼少期 青年期 壮年期 老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に和食に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信して、保護・継承に向けた機運の醸成を図る。



他事業との連携

和食給食普及マニュアル(学校栄養士向け)
育児世代向け和食普及マニュアル(保健師向け)等の提供

【食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進】

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち食文化の継承事業等、当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援。

・地域食文化の継承、和食給食の普及 など34



和食文化の普及・継承、地域における食育の推進

・第3次食育推進基本計画の目標達成
・国産農林水産物の消費拡大

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

1 に関すること

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関すること

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関すること

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

環境省
平成30年度食育関連予算関連資料

環境省



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

平成30年度予算(案)
70百万円(68百万円)

背景・目的

国連持続可能な開発目標(SDGs)達成のため、2030年までに食品ロス・食品廃棄物を大幅に削減する必要がある(我が国では、国連の食糧援助量の倍近い食品ロスが発生(621万トン))。

家庭系食品廃棄物については、廃掃法基本方針で、排出実態調査実施市区町村数を平成30年度までに200とする目標が掲げられており(平成28年度63市区町村)、まずは食品ロスの発生実態の把握が急務である。

事業系食品廃棄物は、食品ロス削減の取組に加えて、排出者と再生利用事業者の連携を強化及び廃棄カツ等の不正転売事案の再発防止策の徹底を通じて、適切な食品リサイクルの推進を行う必要がある。

事業概要

1. 食品関連事業者による取組支援事業(8,000千円(13,650千円))

○改正省令・ガイドラインが要請する、食品リサイクル促進と適正処理の同時達成の取組を促進するべく、自主的取組の優良事例や自治体指導等に係る情報共有・検証のための全国データベースを構築する。

2. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業

(29,439千円(31,446千円))

○不正転売防止には、食品関連事業者が信頼性の高いリサイクル事業者を判別できることが重要。このため、優良再生利用事業者の評価制度を試行的に運用する。

○地域における継続的なリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の事例分析・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等へのさらなる指導を強化。

3. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業(32,263千円(22,463千円))

○食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態を調査するとともに、市町村における家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握を支援。

○家庭系食品廃棄物・食品ロスの発生原因と対策、経済効果を分析し、食品ロス等削減目標の策定及び、一般廃棄物処理計画等への反映を支援。

○食品リサイクルのニーズが高い地域における事業化阻害要因を分析・解消。

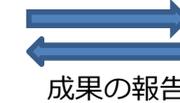
○学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進モデル事業を実施し、食品ロスとそれに関連する環境問題を学習する学校教育授業支援パッケージを構築。

事業目的・概要等

事業スキーム

環境省
(施策の検討)

調査の請負発注



請負事業者

成果の報告

期待される効果

市町村において、食品ロスの発生実態の解明が更に進み、削減に効果的な取組の把握と食品ロス削減目標の策定により、食品ロスの計画的な削減が促進される。また、排出事業者に対して多様な情報提供を行うことで、食品リサイクルによる地域循環圏の構築、地域の活性化が促進される。

イメージ

食べられるのに捨てられる
「食品ロス」が年間621万トン

食品流通の川下(小売、外食、
家庭)ほど再生利用が低調

食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進

地方自治体

ごみ処理の社会的費用低減
(事業者による食品リサイクルを通じた
市町村等のごみ処理費用の削減)

再生利用事業者

高度なリサイクルの実現
(飼料化・肥料化)

地域住民

地域循環圏の構築
地方活性化
環境教育・食育推進

食品関連事業者



農産物の高付加価値化
有機農業の推進
食料自給率の向上

農林漁業者等

天然資源の消費抑制
再生利用製品の利用促進
飼料自給率の向上

国土交通省(観光庁)
平成30年度食育関連予算関連資料

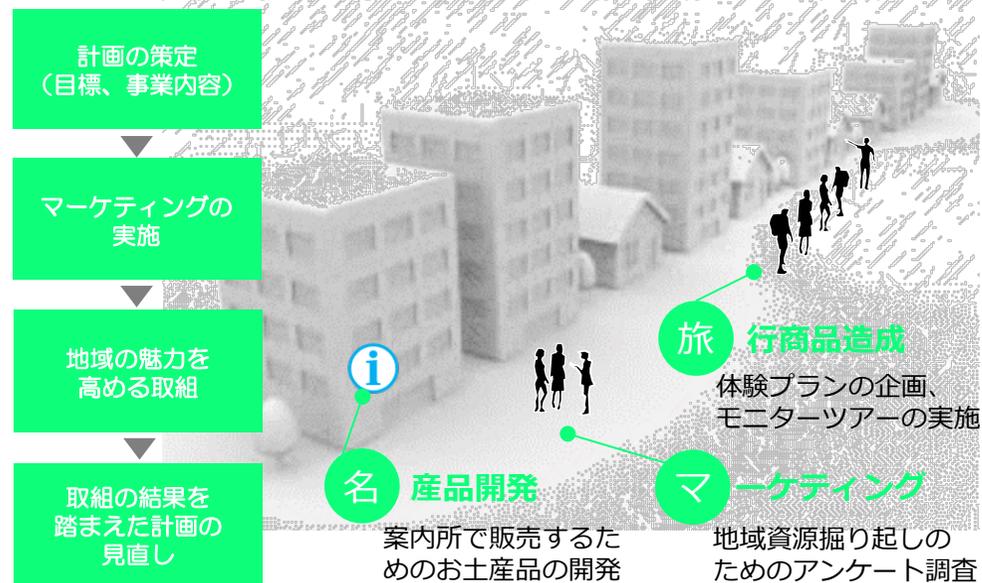
国土交通省(観光庁)

地域資源を活用した観光地魅力創造事業

○地域の伝統文化、美しい自然、歴史的景観、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等、地域の観光資源を活かした着地型旅行商品の造成や名産品の開発等を支援することにより、魅力あふれる観光地域づくりを推進。

事業イメージ

地域資源の磨き上げのため、戦略的かつ一体的な取組を行う地域に対して旅行商品の造成等を支援



支援詳細

- 支援対象事業者
単一市町村、観光協会、交通事業者、旅行業者、地域づくりの取組を実施する者等により構成される協議会
- 支援内容
個別事業の実施に必要な経費の総額の2分の1以内の金額を予算④の範囲内で負担(最大3年間)

支援対象事業

国で実施可能な事業 (旅行商品等の造成に係る事業)

計 画策定

観光地域づくりに関する基本的な計画の策定など



旅 行商品造成

モデルコース・体験プランの企画、モニターツアー、造成した旅行商品のPRなど



マ ーケティング

商品造成に必要なニーズ調査や動向調査など



名 産品開発

地元の産品を活用したお土産品の造成など



上記事業にあわせて地域が自主的に実施する事業の例

(情報発信・受入環境整備等に係る事業)

情 報発信

パンフレット・Webページ作成、PR動画作成など

受 入環境整備

看板の多言語化やWi-Fi整備、二次交通の実証実験など

機 能強化

遊休施設改築や、ツアーデスク設置、バリアフリー化など

シ ステム開発

予約システムの導入や周遊アプリの開発など